4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道区間は、路線バス等の交互通行ができない最小車道幅員3.5mの狭小区間を有し、歩道も未設置のため、自動車の安全な交通が確保できないうえ、通学する児童の安全のみならず、歩行者等の安全な通行が確保できない状況である。あわせて、現在建設中である高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線の施行に伴い、本地区に設置される紀伊長島インターチェンジ（仮称）と一般国道42号を接続するインター線としての機能を担うもので、高速自動車国道の供用に合わせる必要がある。

また、地元市町からなる三重南北縦貫道路建設促進期成同盟会から本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　三重県北牟婁郡紀北町役場

○近畿地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第二百二十七号大和都市計画道路事業三・三・1号中和幹線

三　事業施行期間　自平成七年二月十三日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第三十八号

平成十四年中国地方整備局告示第二十三号により定めた日野川水系日野川及び法勝寺川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び日野川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十日

中国地方整備局長　福田　功

○四国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
阿南市羽ノ浦町岩脇原平一〇八番1から同市羽ノ浦町岩脇猪ノ谷五二番五まで	最大 一五八・五七メートル 最小 二三・二八メートル	一・〇二七キロメートル
小松島市立江町字南山一七〇番から同市立江町字野神七番1まで	四一・二三メートル	〇・二六七キロメートル
小松島市田野町字奥角一一二番1地内	四一・〇一メートル	〇・〇一八キロメートル

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第1項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十日

九州地方整備局長　岡本　博

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号及び三百二十五号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八女市立花町谷川字大町一一一八番三から同市立花町谷川字樋渡一〇九二番一まで	前	一一・八〇～一六・五〇メートル	二七四キロメートル
	後	一一・八〇～四二・〇〇メートル	二七四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

二　一　道路の種類　一般国道

路線名　二百二号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸島市二丈福井字角ノ下四七七六番三地内	前	二〇・六〇～二二・二〇メートル	〇・〇〇三キロメートル
	後	二二・二〇～二二・五〇メートル	〇・〇〇三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

三　一　道路の種類　一般国道

路線名　二百五号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字塩床九九一番二から同町小串郷字竹ノ原道下八七八番一まで	前	一二・〇〇～三三・二〇メートル	〇・二一七キロメートル
	後	一二・〇〇～三三・二〇メートル	〇・二一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

四　一　道路の種類　一般国道

路線名　二百九号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
久留米市荒木町藤田字道西二〇五番一から同市荒木町藤田字丸山一一〇九番七まで	前	九・九〇～一五・〇〇メートル	〇・三六八キロメートル
	後	一〇・七〇～二三・〇〇メートル	〇・三六八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所